

帝人グループ健康保険組合の加入者の皆さんへ

就職等で扶養から外れる場合、**5日以内**に脱退手続きをお願いします

春は、学生さんからの就職や転勤に伴う引っ越し等の異動が多い時期です
皆様のご家庭でも、該当されるお子さんや配偶者の方はおられませんか？

- ・19歳に到達する人（生年月日 2005年4月2日～2006年4月1日）
- ・23歳に到達する人（生年月日 2001年4月2日～2002年4月1日）

◆就職先の健康保険組合に加入する場合	原則、 <u>就職日から</u> 脱退となります。
◆就職先の健康保険組合に加入しない・加入できない場合	就職日以後、1年間の収入見込みが130万円を超える場合は、 <u>就職日から</u> 脱退となります。 ※脱退後は、市区町村の国民健康保険に加入となります。

手続きが遅延した場合、大変面倒な手続きが必要になる可能性がありますので、
判明次第、遅滞ない手続きをお願いします。

< 詳細は帝人G健保のホームページ「こんなとき－家族が加入・脱退するとき」をご覧ください >
<https://www.teijinkenpo.or.jp/consultation/index.php>